

第39期 定時株主総会 招集ご通知

開催情報

日時

令和7年8月27日(水曜日)
午前10時(受付開始 午前9時20分)

場所

東京都新宿区西新宿8丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー5階
ベルサール新宿
グランドコンファレンスセンター

決議事項

議案 剰余金の処分の件

【株主様へのお知らせ】

- ・会社法改正による株主総会資料の電子提供制度が施行されましたが、本総会においては書面送付のご請求の有無にかかわらず、一律に書面をお送りさせていただいております。
- ・株主総会の運営も最小限の体制とし、会場内は席の間隔を十分にとって設営するため、座席数に限りがございます。そのため、満席になった場合は、入場を制限させていただく場合がございますので予めご了承ください。議決権行使書、又はインターネットにて事前に議決権を行使いただけますので、併せてご検討くださいますようお願い申し上げます。
- ・お土産のご用意はございません。
株主の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

目次

■ 定時株主総会招集ご通知	1
■ 事業報告	4
■ 連結計算書類	32
■ 計算書類	46
■ 監査報告書	55
■ 株主総会参考書類	61
■ 株主総会会場ご案内図	末尾

証券コード2796

令和7年8月8日

(電子提供措置の開始日 令和7年8月1日)

株主各位

東京都中野区中央一丁目38番1号

ファーマライズホールディングス株式会社

代表取締役社長 秋山 昌之

第39期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第39期定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第39期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト https://www.pharmarise.com/ir/share_holder.php

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスし、当社名又は証券コードを検索しご覧ください。

議決権行使書、又はインターネットにて事前に議決権を行使いただけますようお願い申し上げます。

書面又はインターネット等による議決権行使につきましては、令和7年8月26日（火曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和7年8月27日（水曜日）午前10時00分（受付開始 午前9時20分）
2. 場 所 東京都新宿区西新宿8丁目17番1号 住友不動産新宿グランドタワー5階
ベルサール新宿グランドコンファレンスセンター
3. 目的事項
報告事項 1. 第39期（令和6年6月1日から令和7年5月31日まで）事業報告及び連結
計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第39期（令和6年6月1日から令和7年5月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
議案 剰余金の処分の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

議決権の行使等についてのご案内

株主総会へ 出席する場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出
ください。
(ご捺印は不要です)

日時

令和7年8月27日(水曜日)
午前10時

会場

東京都新宿区西新宿8丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー5階
ベルサール新宿グランドコンファレンスセンター

「議決権行使書」を 郵送する場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否
をご表示の上、切手を貼らずにご返送
ください。
(下記行使期限までに到着するようご
返送ください)
議決権行使書面において、議案に賛否
の表示がない場合は、賛成の意思表示
をされたものとして取り扱わせていた
できます。

行使期限

令和7年8月26日(火曜日)
午後6時まで

インターネットによる 議決権行使の場合



議決権行使ウェブサイト
<https://evote.tr.mufig.jp/>



行使期限

令和7年8月26日(火曜日)
午後6時まで

パソコン又はスマートフォン等から、
上記の議決権行使サイトにアクセスの
上、議決権行使書用紙に記載された
「ログインID」及び「仮パスワード」を
ご入力いただき、画面の案内にしたが
って、上記行使期限までに議案に対す
る賛否をご入力ください。

なお、詳細につきましては、次頁をご参照ください。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立されました株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

ご不明な点等がございましたら、下記ヘルプデスクまでお問い合わせください。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（通話料無料）

受付時間 午前9：00～午後9：00

インターネットによる議決権行使のご案内



議決権行使ウェブサイトのログインID及び仮パスワードは、同封の議決権行使書用紙の右下に記載されています。



インターネットで議決権を行使される方

当社指定の議決権行使ウェブサイト<https://evote.tr.mufg.jp/>にて各議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 令和7年 **8月26日** 午後6時まで

QRコード読み取り機能を搭載したスマートフォン等をご利用の場合は、右記のQRコードを読み取ってアクセスいただくことも可能です。



パソコンの場合

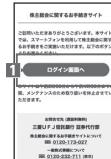


1 「次の画面へ」をクリック



2 「ログインID」及び「仮パスワード」を入力
3 「ログイン」をクリック

スマートフォン・タブレットの場合



1 「ログイン画面へ」をタッチ



2 「ログインID」及び「仮パスワード」を入力
3 「ログイン」をタッチ

以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

※本年より、議決権行使ウェブサイトの画面デザインが変更となっております。

※QRコードは株式会社デンソーウェアの登録商標です。

(1) 議決権行使サイトについて

- ① インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォン等から、当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前4時30分までは取扱いを休止させていただきます)
- ② パソコン又はスマートフォン等による議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

(2) インターネットによる議決権行使のご利用上の注意点

- ① インターネットと書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- ② インターネットによって、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。また、パソコンとスマートフォン等で重複して議決権を行使された場合も、最後に行われた内容を有効とさせていただきます。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は株主様のご負担となります。
- ④ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

事業報告

第39期（令和6年6月1日から令和7年5月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（令和6年6月1日から令和7年5月31日）におけるわが国経済は、令和6年度の名目GDPが600兆円を超える見込みであり緩やかな回復が続いております。しかしながら、米国の関税等の政策による世界的な景気後退リスク、これにともなう金融資本市場の変動リスク、及び国内の物価上昇の懸念等により見通しが付け難い状況であります。

こうしたなか、当社グループは令和3年12月24日に公表した「中期経営計画 L S G（Leading to Sustainable Growth）2024」の最終年度を終え、令和7年6月25日に新たな中期経営計画「Make a Leap 2027 足場を固め、さらなる飛躍へ」（以下、新中計）を公表しました。前連結会計年度から当連結会計年度にかけて、調剤薬局事業における300店舗以上のチェーングループを対象とする調剤報酬の減少があったなか、積極的なM&Aによる規模拡大を推し進め、店舗の収益力を見極めながら不採算店舗を閉局して収益力向上に取り組んでまいりました。新中計では、新たにグループインした会社・店舗のPMI（M&A後の統合プロセス）を早期に完遂させることで足場を固め、調剤薬局事業を基軸とした成長戦略にしっかり取り組むことでさらなる飛躍につなげて行きます。

当連結会計年度における業績は、売上高63,508百万円（前年同期比16.6%増）、営業利益293百万円（前年同期比67.9%減）、経常利益は136百万円（前年同期比83.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は367百万円の損失（前年同期は351百万円の損失）となりました。

売上高においては、調剤薬局事業における調剤報酬・薬価改定の影響があったものの、主に調剤薬局事業のM&Aによる店舗数拡大にともなう調剤売上高の増加、及び物販事業のコンビニエンスストア部門が好調に推移したことにより増収となりました。

利益面においては、調剤薬局事業における調剤報酬・薬価改定の影響、仕入環境の変動にともなう原価の上昇、給与水準の引き上げによる人件費の上昇、及びM&Aにともなう費用の増加等により、前年同期比で営業利益及び経常利益は減益、親会社株主に帰属する当期純利益は損失となりました。

セグメントごとの業績は以下のとおりであります。

(調剤薬局事業)

当連結会計年度における調剤薬局事業の業績は、売上高は52,625百万円（前年同期比19.1%増）、セグメント利益は578百万円（前年同期比47.3%減）となりました。売上高においては、令和6年1月のGO O D A I Dグループの株式取得、及び同年12月の寛一商店株式会社及びそのグループ会社（以下、寛一商店グループ）からの事業譲受等のM&Aによる店舗数増加、並びに新規出店したことによる応需処方せん枚数増加が主な要因であります。利益面においては、調剤基本料の見直し（特に300店舗以上のチェーングループを対象とするもの）により地域支援体制加算も含め調剤報酬が減少したこと、仕入環境の変動にともなう原価の上昇、及びM&Aにともなう一時費用の発生等が主な要因であります。

調剤事業を核とした事業展開における収益強化策として積極的にM&Aを推進した結果、売上高を伸ばしております。M&A後は、スピード感を持って当社グループへの統合活動を進めており、統合にともなう一時的な費用により前年同期比での利益減少要因となっておりますが、寛一商店グループを継承したnext PH株式会社は当連結会計年度において利益貢献し始めております。今後もM&Aで取得した店舗の体制を整えていき、売上高及び利益のさらなる増加を目指してまいります。

薬局運営面につきましては、①超高齢社会に対応すべく医療・介護・ヘルスケアを推進し、「かかりつけ薬局」として地域医療に貢献するという使命を追求、②当社独自の認定資格ヘルシーライフアドバイザーによる「からだ・こころ・くらしのウェルネス」をテーマに国民の健康維持・増進活動を支援、③施設在宅対応の推進、④業務のセンター化による効率化とDX化によるオンライン服薬指導推進、⑤電子お薬手帳ポケットファーマシーとLINEを連携させることによる処方せんメール送信利用者の拡大、⑥マイナ保険証利用促進等による医療機関との連携強化等に取り組んでまいりました。

患者サービスの向上としては、新中計でも取り組むことになっております「待ち時間の短縮等による患者負担の軽減」、サステナビリティ経営におけるマテリアリティKPIである「流通が不安定であっても、必ず患者の手に医薬品を届ける（医薬品手配100%）」を実践できるように取り組んでおります。最近取り組みを開始した「カフェにやーまらいず」は、マテリアリティKPIの「ステークホルダーとの価値協創」として、自治体と協力して地域の健康増進に貢献しております。「カフェにやーまらいず」は認知症カフェの発展形で、認知症や介護のことだけにとどまらず、なかなか口に出せない悩みについて気軽に相談や情報交換ができる場として開催しております。当社グループならではの健康支援プログラムも組合せ、参加者の皆さんの健康づくりを楽しく応援しております。今後全国で開催を拡大していく予定でございます。

当連結会計年度における調剤薬局店舗は61店舗増加（うち、next PH株式会社54店舗）、11店舗減少で、当社グループが運営する店舗数は401店舗となりました。また健康サポート薬局は76店舗（前年度末比1店舗減）、地域連携薬局は94店舗（前年度末比14店舗減）、専門医療機関連携薬局につきましては4店舗（前年度末比1店舗増）となりました。それぞれ増加するよう努めてまいります。

(物販事業)

当連結会計年度における物販事業の業績は、売上高は8,696百万円（前年同期比5.0%増）、セグメント利益は44百万円の損失（前年同期は50百万円の損失）となり、前年同期比で6百万円の損失縮小となりました。売上高、利益面、ともにコンビニエンスストア部門における新規出店効果が主な要因となり、売上

高増収、利益改善につながっております。同期間における調剤を併設しない本セグメントの当社グループが運営する店舗数は、1店舗増加、3店舗減少の43店舗（調剤薬局を併設している11店舗を含めると54店舗）となりました。

（医学資料保管・管理事業）

当連結会計年度における医学資料保管・管理事業の業績は、売上高は609百万円（前年同期比8.2%減）、セグメント利益は51百万円（前年同期比43.4%減）となりました。減収減益となった主な要因は、例年は年度替わりの4月に追加の医学資料の保管及び廃棄の受注が入るところ、延期されるケースが多かったことによるものです。医学資料の保管等のニーズは継続的に発生しており、今後ともそれらの獲得等に向けた営業活動を強化してまいります。

（医療モール経営事業）

当連結会計年度における医療モール経営事業の業績は、売上高は511百万円（前年同期比1.1%増）、セグメント利益は103百万円（前年同期比8.9%減）となりました。売上高において安定的に推移しておりますが、利益面においては給与水準の引き上げを含めた人件費、水道光熱費、レセプトコンピュータの保守料等の増加により減少となりました。

（その他）

当連結会計年度におけるその他事業の業績は、売上高は1,064百万円（前年同期比27.5%増）、セグメント利益は52百万円の損失（前年同期は5百万円の損失）となりました。売上高の増収は、新たにデイサービス事業や訪問看護・有料老人ホーム事業等が加わったことが主な要因であります。利益面の減少要因は、有料老人ホーム事業が大きく寄与したものの、同期間の医療関連ITソリューション事業は新製品の開発に重点を置いており、コストが先行していることによります。

(2) 主要な事業内容（令和7年5月31日現在）

事業部門	事業内容
調剤薬局事業	医療機関の発行する処方せんに基づき一般患者に医薬品の調剤を行う調剤薬局の運営事業
物販事業	コンビニエンスストア及びドラッグストア等による、OTCや化粧品等、調剤薬品以外の物品販売事業
医学資料保管・管理事業	紙カルテやレントゲンフィルム等医学資料の保管・管理事業
医療モール経営事業	診療科目が異なる複数の診療所と調剤薬局を一つの建物・敷地に集約した施設（医療モール）の運営事業
その他	医療向けシステムインテグレーション事業、医療関連ITソリューション事業、有料職業紹介・人材派遣事業、デイサービス・訪問看護・有料老人ホーム事業等

(3) 主要な事業所並びに使用人の状況（令和7年5月31日現在）

① 主要な事業所

イ. 本 社 東京都中野区中央1丁目38番1号

ロ. 店 舗 調剤薬局事業に係る店舗 401店舗

地域別の店舗の設置状況は、以下のとおりであります。

北 海 道	62 店	石 川 県	6 店
青 森 県	2 店	福 井 県	7 店
宮 城 県	10 店	山 梨 県	1 店
秋 田 県	2 店	岐 阜 県	3 店
山 形 県	1 店	静 岡 県	16 店
福 島 県	12 店	愛 知 県	32 店
茨 城 県	5 店	三 重 県	11 店
栃 木 県	3 店	滋 賀 県	11 店
群 馬 県	7 店	京 都 府	9 店
埼 玉 県	9 店	大 阪 府	48 店
千 葉 県	6 店	兵 庫 県	17 店
東 京 都	46 店	奈 良 県	4 店
神 奈 川 県	12 店	和 歌 山 県	5 店
新 潟 県	30 店	長 崎 県	5 店
長 野 県	4 店	宮 崎 県	4 店
富 山 県	3 店	沖 縄 県	8 店

(注) 上記店舗数には、物販事業併設店舗11店舗が含まれております。

物販事業に係る店舗 43店舗

地域別の店舗の設置状況は、以下のとおりであります。

北 海 道	1 店	神 奈 川 県	5 店
茨 城 県	1 店	石 川 県	1 店
千 葉 県	3 店	京 都 府	4 店
東 京 都	11 店	大 阪 府	17 店

ハ. 研究所 ファーマライズ医薬情報研究所（東京都文京区 ファーマライズ薬局文京店の2階）

② 使用人の状況

従業員数（名）	前連結会計年度末比増減（名）	平均年齢	平均勤続年数
2,039（371）	+191（+3）	40歳 5ヶ月	6年 7ヶ月

- （注）1. 上記は連結従業員数であります。また、従業員数の（外書）は臨時従業員の年間平均雇用人員（1日8時間換算）であります。
 2. 令和7年5月31日現在の当社の従業員数は、66名（出向者除く）であります。
 3. 平均年齢、平均勤続年数はそれぞれ表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
 4. 使用人数が前連結会計年度末に比べ増加した主な理由は、寛一商店グループからの事業譲受等によるものであります。

(4) 主要な借入先及び借入額（令和7年5月31日現在）

借入先	借入金残高
(株) みずほ銀行	6,287百万円
(株) 三菱UFJ銀行	3,281百万円
(株) あいち銀行	795百万円
(株) 横浜銀行	677百万円
(株) 三井住友銀行	650百万円

(5) 資金調達、設備投資等

① 資金調達

当連結会計年度中は、銀行等より長期借入金51億円の資金調達を行っております。

② 設備投資

当連結会計年度中の設備投資の総額は、7億円であり、その主たるものは、新規出店や店舗の改装に係る費用等（差入保証金等を含む）であります。

なお、上記の設備投資の実施額には、グループ全体において行った新規出店や店舗改装に係るものを含んでおります。

(6) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第36期	第37期	第38期	第39期 (当連結会計年度)
売 上 高	51,608	52,030	54,466	63,508
経 常 利 益	1,517	1,431	833	136
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)	447	333	△351	△367
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	47円99銭	35円45銭	△33円41銭	△32円48銭
総 資 産	23,746	23,421	29,486	31,924
純 資 産	6,699	6,987	7,442	6,918

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、銭未満を四捨五入して表示しております。

(7) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
フ ァ ー マ ラ イ ズ (株)	10百万円	100.0%	調剤薬局の経営、物販事業

- (注) 1. 当社の連結子会社は上記の重要な子会社1社を含む12社であります。なお、まちほけ(株)は令和7年4月1日にGOOD AID(株)を存続会社とする吸収合併をしたため、連結子会社の数より除外しておりません。
2. 当事業年度末における特定完全子会社の状況

会 社 名	住 所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
フ ァ ー マ ラ イ ズ (株)	東京都中野区中央1 丁目38番1号	7,565百万円	25,633百万円

(8) 対処すべき課題

① 次なる成長期に向けての足場固め

新中計期間においては、当連結会計年度までに実施した大型M&A等によりグループインした会社・店舗の統合プロセスの早期完遂に注力します。横断的な部署間連携により、PMIを推進できる当社の強みを生かして、店舗・本部ともに既存のリソースを使った、オーガニックでの売上・営業利益確保に向けた体制を整備いたします。

体制整備を迅速に完了したのち、さらなる規模拡大へつなげてまいります。

② 変化への対応と質的向上

調剤薬局業界は医療法、健康保険法によって調剤技術料、薬価等が定められており、そのために隔年で実施される診療報酬の改定（直近では薬価改定は毎年改定）等の影響を受けます。また社会の変化につれて医療の質も時々刻々変化しており、調剤薬局に対するニーズも今後一層強まっていく半面、競争が激化しております。

当社グループは応需処方せん枚数を増加させるために、変化するニーズを適確に捉え、積極的にサービスをそのニーズに反映させていく方針であります。新中計では、店舗スタッフ一人ひとりが患者に寄り添い、地域の健康・医療の窓口となり、地域医療の推進に薬物のプロとして貢献することを基本方針の価値観と改めて決めました。具体的な中期的成長戦略としては、1. 教育プログラムを整備し、患者一人ひとりと丁寧に向き合うことができる薬剤師のかかりつけとしての機能を強化すること、2. 地域の皆様に必要とされる「相談できる薬局」を構築し、患者中心の薬局運営を継続すること、3. 患者満足度（CS）を把握し、満足度のさらなる向上へ取り組みながら、医療機関あるいは介護保険等の施設へのアプローチをすること等、基本的な対応を大事にして推し進めることとしております。

またニーズに適切に対応するためには、最新の専門情報の収集・蓄積や薬剤師の質的向上が必要となります。当社グループは従来から学術研究の充実に取り組み、薬局業務に関するテーマについて自主的に研究を重ねるとともに、その成果を共有するための社内学術大会を開催して人材育成に投資してまいりました。また、教育・研修に関する専門部署を設けてリーダー人材育成の研修も実施してレベルアップを図ってまいりました。こうした様々な角度での教育実施を繰り返し行うことにより、質の高いかかりつけ薬剤師の確保につながり、変化への対応が可能になるものと考えております。

③ リスク管理の徹底

イ. 調剤過誤への対応

調剤薬局は医療機関であり、患者の生命、健康に関わる業務です。特に調剤過誤は、健康を損なうおそれがあり、徹底的に防止することが使命であると認識しております。当社グループでは過誤のリスクに対し、委員会組織を設けてその防止に取り組んでおります。また、現場の

店舗では「過誤防止検討会」を開催して、過誤、インシデント（調剤の過程で起こる何らかの間違い）の事例研究を行い、本部では「過誤防止委員会」が、各店の報告に基づいて全社レベルでの状況を把握し、対策を検討した上で対応を指導しております。過誤が発生した場合には、適正かつ迅速に対応するため「調剤過誤判定委員会」が過誤のレベルを判定し、重大な過誤が発生した場合には、「過誤対策委員会」が組織的かつ迅速に対応を決定し指示しております。

このように当社グループでは調剤過誤を防止するため、現場から本部まで連携の組織を設け、重層的な組織対応で防止に取り組んでおります。

ロ. 個人情報保護への対応

調剤薬局チェーンは、膨大かつ重要な個人情報を取り扱っております。当社グループは、個人情報を取り扱う従業員や委託先（再委託先を含みます）に対して、適切な監督を行います。その主な内容は、1. 個人情報保護方針の策定、2. 個人データの取り扱いに係る規律の整備、3. 組織的安全管理措置、4. 人的安全管理措置、5. 物理的安全管理措置、6. 技術的安全管理措置です。

また、「個人情報保護委員会」を設け、全ての部門に個人情報管理責任者を配置しております。別途、店舗向け研修実施の他、実務レベルでのマニュアルを作成し、現場保管を義務付けております。このマニュアルの実施状況については随時内部監査・統制室が監査を実施し、随時フォローを行っております。その他、全従業員から「個人情報保護に関する誓約書」を徴求して個人情報に対する意識を啓蒙するとともに、入退室管理方法の徹底、情報廃棄方法のルール化等を行い、電子データの管理方法の徹底、暗号化等を行っております。

このように当社グループでは個人情報漏洩を防止するため、体系的かつ網羅的に対策を講じ、随時管理の精度向上に努めております。

④ オペレーションの効率化

広範な地域で多店舗展開を営む事業形態にあつては、店舗のオペレーションの効率化は必須の経営課題であり、これをIT化等の投資によって推進できることが、大企業の優位性であります。また規制が多く、収益確保に制約の多い調剤薬局事業においては、オペレーションの効率化が個別の店舗の採算確保の基礎であります。こうした認識のもと、当社グループは店舗における煩雑な業務のオペレーションを常に見直し、効率化すると同時に、業務のIT化等も推進して、店舗の運営コスト低減に努めております。

⑤ 後発（ジェネリック）医薬品への対応

後発（ジェネリック）医薬品の強力な普及推進が国策として促されております。当社は、内部研究機関である「ファーマライズ医薬情報研究所」を中心に信頼のおける後発医薬品の選定を行い、患者及び病院、クリニック等の医療機関の要望に極力対応できる体制の整備に努めております。また、後発（ジェネリック）医薬品メーカーの品質問題等に起因する安定供給問題においては、当社グループの幅広い店舗網を活用して患者に確実にお渡しできるよう体制を整えております。

⑥ コンプライアンスへの取り組み

当社グループでは、コンプライアンスの認識不足に起因する不祥事の発生を根絶するために、コンプライアンス委員会を、そして法律上疑義のある行為等について当社グループの従業員が直接情報提供を行う手段として社内及び社外に内部通報窓口を設置しております。コンプライアンス委員会では、コンプライアンス計画を策定し、役職員に対するコンプライアンス意識の啓蒙・教育活動に徹底的に努めており、内部通報窓口では不祥事根絶へ向けた窓口体制の整備及び相談があった際の迅速な改善行動が取れる体制を整えております。

⑦ 内部統制システムの強化

当社グループにおいて、内部統制システムの構築は最重要事項の一つと認識しております。当社では、内部監査・統制室を設置し、コーポレートガバナンスを担う各機関との連携を密にすることで、店舗やグループ企業の拡大にも柔軟に対応できる体制を構築するべく鋭意努めております。

⑧ 本部業務の効率化とグループ組織構造の見直しによる収益構造の改善

わが国では高齢者人口の増加にともない国民医療費は増加傾向にあります。一方で薬価改定や後発医薬品使用促進強化等により、市場成長率の鈍化傾向が予想されております。また処方せん枚数も伸長していく見込みであります。薬価改定や調剤報酬の抑制による処方せん単価の下落により、適切な対策なしでは利益率の漸減傾向は回避できないものと予想しております。

このような事業環境下においても適正な利益水準を確保していくために、本部業務オペレーションとグループ組織構造の見直しを進めてまいります。具体的には、子会社各社ごとに行っている管理部門業務の本社集約化、資金管理業務の本社集約化及びシステム化等により、業務効率化、金利の低減化等コスト削減に取り組んでいます。それ以外にも、恒常的な見直しを行いながら対象となる作業の自動化・効率化を図ることにより、コストの削減に取り組んでまいります。またグループ形態を変革し、役割分担やコストの見直しをしていくことで販売管理費の削減に努めてまいります。

⑨ サステナビリティに対する取り組み

当社グループは、薬物療法のプロフェッショナルとして地域医療への積極的な取り組みを通じて地域社会に貢献することを使命としております。そのためにも長期的に成長していくことが不可欠であり、環境・社会・経済などを将来にわたって適切に維持・発展させていくための持続可能性（サステナビリティ）を重視・配慮した経営をしていくべきであると考えております。こうした考えから、令和3年6月に設置したサステナビリティ委員会が中心となり、当社グループにとってのサステナビリティに関するリスクや機会の重要課題（マテリアリティ）を特定し、令和6年12月13日に「マテリアリティKPIの設定に関するお知らせ」にて公表した通り、各マテリアリティに対する取り組みを具体化したKPIを決定しました。各KPIの進捗状況等につきましては、当社グループのホームページ等で適時性をもって報告してまいります。

⑩ デジタルトランスフォーメーションに対する取り組み

オンライン服薬指導、オンライン資格確認の導入、及び電子処方せんの運用開始など、政府が推進する医療デジタルトランスフォーメーション（以下、「医療DX」）は加速しております。これら医療DXに適応するため、経営企画部内にあったDX推進課をDX推進部に格上げし、グループ会社のシステム開発会社である株式会社ミュートス及び株式会社メディカルフロントとの連携を強化いたしました。IT技術を活用した働き方の見直しや各部門を一気通貫するシステム運用等、社内業務の効率化に留まらず、デジタルトランスフォーメーションを強化し、次世代薬局の構築に向けた取り組みを進めています。特に、昨今増加しているサイバー攻撃に対応するため、サイバーセキュリティ対策を強化し、安全で信頼性の高いサービスの提供に努めています。

当社グループが対処すべき課題として認識している事項は以上であります。株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の名等（令和7年5月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
大野 利美知	取締役会長	—
大野 小夜子	取締役副会長	ファーマライズ(株)取締役 (株)レイケアセンター取締役
秋山 昌之	代表取締役社長	ファーマライズ(株)取締役 (株)寿データバンク取締役 (株)ミュートス取締役 (株)ケミスト取締役 (株)ヘルシーワーク取締役 GOOD A I D(株)代表取締役社長 (有)ひかり調剤薬局取締役
松浦 恵子	専務取締役	ファーマライズ(株)代表取締役社長 (株)ヘルシーワーク取締役 北海道ファーマライズ(株)取締役 (有)ひかり調剤薬局取締役 next PH(株)代表取締役社長
沼田 豊	取締役	(株)ミュートス取締役 (株)メディカルフロント取締役 (株)ウィーク取締役
菅野 洋	取締役	アットアロマ(株)取締役
多田 宏	取締役	タスマン(株)代表取締役社長
相澤 愛	取締役	相澤法律事務所所長 弁護士 練馬区行政改革推進会議 委員 社会福祉法人大泉きくみ会 理事 一般財団法人住宅金融普及協会 評議員 国分寺市政治倫理審査会 委員
園部 経夫	取締役	(株)タカゾノテクノロジー取締役 (株)タカゾノ代表取締役会長 商工組合 日本医療機器協会 理事

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
三浦 誠	常勤監査役	ファーマライズ(株)監査役 北海道ファーマライズ(株)監査役 GOOD AID(株)監査役 next PH(株)監査役
榎本 孝之	監査役	榎本公認会計士事務所 公認会計士 日本公認会計士協会東京会 常任幹事 東京税理士会 監事
鈴木 隆雄	監査役	鈴木隆雄公認会計士・税理士事務所 公認会計士 中和有限責任監査法人 社員

- (注) 1. 多田宏、相澤愛及び園部経夫の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 榎本孝之及び鈴木隆雄の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役 榎本孝之氏及び鈴木隆雄氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役 相澤愛氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。

(ご参考) 取締役及び監査役の専門性や知識・経験・能力等の一覧表 (スキル・マトリクス)

当社取締役、及び監査役が有する主な専門性や知識・経験・能力等のスキルに関する状況は、以下のとおりであります。

役員		企業 経営	営業 店舗開発	事業戦略 M&A	財務・会計 ファイナンス
氏名	役職				
大野利美知	取締役会長	●	●	●	
大野小夜子	取締役副会長	●			
秋山昌之	代表取締役社長	●	●	●	
松浦恵子	専務取締役	●	●		
沼田豊	取締役			●	●
菅野洋	取締役	●		●	
多田宏	取締役(社外)	●			●
相澤愛	取締役(社外)				
園部経夫	取締役(社外)	●			
三浦誠	監査役	●			●
榎本孝之	監査役(社外)	●			●
鈴木隆雄	監査役(社外)			●	●

女性 ダイバーシティ & インクルージョン	人事労務 人材開発	法務 コンプライアンス リスクマネジメント	ESG サステナビリティ	調剤薬局事業
		●	●	●
●	●	●	●	●
		●	●	●
●		●	●	●
		●	●	●
	●	●	●	●
	●			
●	●	●		
		●		●
				●
		●		
		●		

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、会社法第427条第1項の規定により取締役(業務執行取締役等であるものを除く)及び監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結することができる旨を定めておりますが、いずれの役員とも個別の責任限定契約を締結しておりません。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、令和3年9月以降の取締役、監査役及び子会社役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害が填補されます。保険料は全額会社が負担しております。なお、被保険者の故意又は重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約で填補されないことにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、令和3年8月31日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

業務執行から独立した立場である社外取締役、取締役の業務執行を監査する監査役及び社外監査役には、基本報酬（定額報酬）のみを支払う方針としています。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容の概要は以下のとおりです。

イ. 取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

役員の報酬は、基本報酬のほか、非金銭報酬（譲渡制限付株式割当報酬）により構成し、役職位が上位となるに従い非金銭報酬の割合が多くなるよう、一定の算式に基づき基準額を決定する。業績連動報酬は、これを支給しない。

ロ. 上記イ. の報酬等の額又は非金銭報酬等の額を取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

基本報酬は、株主総会においてその総枠を決議し、配分方法は社外役員を交えて構成される指名・報酬委員会において審議した上で決定する。委員構成は社外役員（社外監査役を含む）を過半数とする。

ハ. 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

基本報酬は、役職別に、経営姿勢・業績・在職年数等を勘案の上、決定するものとする。ただし、会社の業績が著しく向上し、計画を上回る利益を計上した場合等、特別な事情がある場合は、株主総会の承認を得ることで、役員賞与を支給することがある。株主総会へ提出する役員賞与の金額等は、当該期間の各役員の業績への寄与度を勘案して決定する。なお、株主総会への議案の提出に際しては、支給を行う特別な理由（事情）や金額の計算根拠等、株主が株主総会の議案を十分に審議できるよう配慮することとする。

② 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬として、令和2年8月26日開催の当社第34期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。譲渡制限付株式報酬制度は、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的とした譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度であります。当社の取締役（社外取締役を除く）に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として年額200百万円の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けます。なお、3年以上で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という）の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日までの期間（ただし、当該期間中に、割当対象取締役（以下、「対象取締役」という）が当社の取締役の地位から当社の取締役会が正当と認める理由又は死亡により退任した場合には、本給付期日から当該退任までの期間とする）なか、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点（ただし、対象取締役が当社の取締役の地位から任期満了若しくは定年その他当社の取締役会が正当と認める理由又は死亡により退任した場合は当該退任の直後の時点）をもって、対象取締役（ただし、対象取締役が死亡により退任した場合はその相続人）が保有する本株式の全部についての本譲渡制限は解除されます。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	259 (3)	187 (3)	- (-)	71 (-)	11 (5)
監査役 (うち社外監査役)	6 (2)	6 (2)	- (-)	- (-)	4 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成18年8月5日開催の第20期定時株主総会において、取締役6人に対し年額500百万円以内（ただし、使用人部分は含まない）と決議いただいております。
2. 上記とは別枠で、令和3年8月26日開催の第35期定時株主総会において譲渡制限付株式割当てのための報酬決定について、取締役6人に対し年額200百万円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成18年8月5日開催の第20期定時株主総会において、監査役3人に対し年額50百万円以内と決議いただいております。
4. 金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

- ・社外取締役 多田宏氏はタスマン株式会社の代表取締役社長を兼任しております。同社と当社には特別の関係はありません。
- ・社外取締役 相澤愛氏は相澤法律事務所の弁護士、練馬区行政改革推進会議の委員、社会福祉法人大泉きくみ会の理事、一般財団法人住宅金融普及協会の評議員、国分寺市政治倫理審査会の委員を兼任しております。上記兼職先と当社には特別の関係はありません。
- ・社外取締役 園部経夫氏は株式会社タカゾノテクノロジーの取締役、株式会社タカゾノの代表取締役会長及び商工組合 日本医療機器協会の理事を兼任しております。上記兼職先と当社には特別の関係はありません。
- ・社外監査役 榎本孝之氏は榎本公認会計士事務所の公認会計士、日本公認会計士協会東京会の常任幹事及び東京税理士会の監事を兼任しております。上記兼職先と当社には特別の関係はありません。
- ・社外監査役 鈴木隆雄氏は鈴木隆雄公認会計士・税理士事務所の公認会計士及び中和有限責任監査法人の社員を兼任しております。上記兼職先と当社には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	主な活動内容及び期待される役割に関して行った職務の概要
多田 宏	取締役	当事業年度の取締役会(書面開催を除く)16回のうち14回に出席し、経営者及び教育者としての経験・知見から労務や企業財務に関する意見等適宜発言し、意思決定機能並びに監督機能の実効的な強化に貢献しております。
相澤 愛	取締役	当事業年度の取締役会(書面開催を除く)16回のうち15回に出席し、弁護士としての豊富な経験と法務全般に関する専門的な知見から意見等適宜発言し、意思決定機能並びに監督機能の実効的な強化に貢献しております。
園部経夫	取締役	当事業年度の取締役会(書面開催を除く)16回のうち13回、退任前開催の監査役会3回のうち2回に出席し、経営者として培われた幅広く高度な知見と豊富な経験から適宜発言し、意思決定機能並びに監督機能の実効的な強化に貢献しております。
榎本孝之	監査役	当事業年度の取締役会(書面開催を除く)16回のうち12回、監査役会13回のうち13回に出席し、公認会計士としての豊富な経験と高い専門知識から主に税務・会計に関して適宜発言し、意思決定の過程や業務執行状況の適切な監査に貢献しております。
鈴木隆雄	監査役	当事業年度の取締役会(書面開催を除く)12回のうち12回、監査役会10回のうち10回に出席し、公認会計士・税理士事務所の所長を務めているほか、監査法人における監査実務の豊富な経験から主に税務・会計に関して適宜発言し、意思決定の過程や業務執行状況の適切な監査に貢献しております。

- (注) 1. 鈴木隆雄氏の取締役会及び監査役会出席状況は、令和6年8月29日監査役就任以降のものであります。
2. 園部経夫氏の監査役会出席状況は、令和6年8月29日監査役退任以前のものであります。

(6) 当事業年度中における退任した会社役員の状況

氏名	地位	重要な兼職の状況
渡邊則夫	取締役	(株)遠興取締役会長
戸田一誠	取締役	東京商工会議所練馬支部 評議員
園部経夫	監査役	(株)タカゾノテクノロジー取締役 (株)タカゾノ代表取締役会長 商工組合 日本医療機器協会 理事

- (注) 1. 当事業年度中に退任した会社役員の地位及び重要な兼職の状況は退任時のものであります。
2. 上記の退任した会社役員は全て任期満了によるものであります。

(7) 前各号に掲げるもののほか会社役員に関する重要な事実

多田宏、相澤愛、園部経夫、榎本孝之及び鈴木隆雄の5氏は、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

3. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度における監査報酬等の額	36百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36百万円

- (注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、当事業年度における監査報酬の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況及び報酬の算出根拠等を検討し、監査報酬額が適正であると判断し同意いたしております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はございません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定められている項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。また、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況、監査体制、独立性及び専門性などが適切であるかを総合的に勘案し、必要と判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の議案とします。

(6) 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止処分に関する事項

当社の会計監査人は、令和5年12月26日付で、金融庁から契約の新規の締結に関する業務の停止3カ月（令和6年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。

4. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則並びに金融商品取引法に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するための体制（以下、「内部統制」という）構築の基本方針を定めております。

① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業倫理規程をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を制定し、当社及び子会社役員が法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、内部統制部門においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、コンプライアンス規程に基づき設置されたコンプライアンス委員会を中心に役員教育等を行う。

内部監査部門は、コンプライアンスの状況を監査する。

これら活動は定期的に取り締役会及び監査役に報告されるものとする。法律上疑義のある行為等について当社及び子会社従業員が直接情報提供を行う手段として内部通報受付窓口を社内、及び外部機関である法律事務所に設置し運営する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

当社は、稟議規程及び文書管理規程等に従い、取締役会議事録、稟議書その他取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。

取締役及び監査役は、稟議規程及び文書管理規程等により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は内部統制部門が行い、子会社、店舗などにおいては事業会社統括部門が行うものとする。

新たなリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、経営方針や経営に係る重要事項を審議するとともに、当社の取締役会規程に基づき、経営方針、経営戦略、事業計画や組織、人事等の重要事項を審議決定し、当社及び子会社の業務執行を監督する。また取締役及び社員が共有する全社的な目標を定める。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループの事業に関して責任を負う担当取締役及び部門の長を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えており、内部統制部門長はこれらを横断的に推進し、管理する。

事業会社統括部門は関係会社管理規程に従い子会社の統括的な管理を行い、管理部門はその会計状況を定期的に監督する。また、内部監査は、子会社に対しても実施する。

なお、子会社の代表取締役は、原則四半期毎に当社に対して営業報告を行う。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、内部監査部門所属の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員は、要請があれば当該監査役に係る業務に優先的に従事し、その命令に関して、取締役、内部監査部門長等の指揮命令を受けないものとする。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社並びに子会社の取締役又は使用人は、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響をおよぼす事実を発見した場合は、すみやかに監査役へ報告する体制とする。また、内部監査部門は、定期的及び随時、監査役と会合を実施し、内部監査の実施状況等を監査役へ報告する体制とする。なお、監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。また、常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、必要に応じてその他重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人又は子会社の取締役等にその説明を求める。

なお、監査費用については、監査役の請求に従い会社が負担する。

⑨ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社の各部門及び子会社は、内部統制部門のもとに、金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、全社レベル並びに業務プロセスレベルの統制活動を強化し、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保するものとする。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社及び子会社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした姿勢で臨み、組織的に対応する。

当社は、反社会的勢力による不当要求事案等の発生時、対応部門を総務部門とし警察等関連機関とも連携して対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

「企業倫理規程」や「コンプライアンス規程」等の諸規程、規則並びにガイドラインの策定及び「コンプライアンス受付窓口」の設置等を行っており、業務の適正を確保するための体制は整備されております。また、第30期に「コンプライアンス受付窓口」が外部機関に委託され、第37期には公益通報者保護法改正にともない、「内部通報に関する内部規程」を制定し、社内に内部通報窓口も設置して、実効性がより強化された内部通報制度が運用されております。また、金融商品取引法における内部統制に対応するため、業務プロセスにおける適正性を確保した体制が整備されております。

諸規則の遵守や業務プロセスの適正な実施等については、第39期内部監査基本計画に基づき、当社及び子会社について当社内部監査・統制室がレビューしており、適正に運用されております。

リスク管理については、担当部署毎による対応を基本とする体制をとっておりますが、対応状況については、当社取締役会で把握されており、必要に応じて指導・監督されております。

子会社の事業の状況については、当社から派遣している取締役が出席する子会社の取締役会においても同様の体制が整備され運用が行われております。

5. 株式に関する事項

(1) 当事業年度末日における大株主の状況（上位10名）

株 主 名	所有する株式数（株）	持 株 比 率（％）
(株) ビ ッ ク フ ィ ー ル ド	3,015,000	26.5
(株) ス ズ ケ ン	2,309,100	20.3
大 野 小 夜 子	460,900	4.1
ファーマライズ従業員持株会	413,500	3.6
(株) バ イ タ ル ネ ッ ト	396,000	3.5
中 北 薬 品 (株)	396,000	3.5
大 野 利 美 知	355,680	3.1
ヒ グ チ 産 業 (株)	126,000	1.1
日 医 工 (株)	121,800	1.1
平 松 仁	119,000	1.1

(注) 持株比率は、自己株式（699,476株）を控除して計算し、小数点第1位未満を四捨五入して表示しております。

(2) その他株式に関する事項

- | | |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 31,398,000株 |
| ② 発行済株式総数 | 12,060,381株 |
| ③ 保有自己株式数 | 699,476株 |
| ④ 株主数 | 17,866名 |

(3) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は以下のとおりです。

当社は、当社の社外取締役を除く取締役に対して、株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的な向上を図ることを目的に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	117,690株	6名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

6. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日に当社役員が保有している新株予約権等の状況

名称	第1回株式報酬型 新株予約権	第2回株式報酬型 新株予約権	第3回株式報酬型 新株予約権	第4回株式報酬型 新株予約権
発行決議日	平成25年8月27日	平成26年8月26日	平成27年8月25日	平成28年8月25日
区分	取締役	取締役	取締役	取締役
保有者数	2名	2名	2名	2名
目的となる株式の数	47,390株	69,810株	56,750株	74,290株
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の1個当たりの払込金額	5,619円	4,120円	4,300円	3,690円
権利行使時1株当たりの行使価格	1円	1円	1円	1円
権利行使期間	平成25年9月27日から 令和25年9月26日まで	平成26年9月30日から 令和26年9月29日まで	平成27年9月16日から 令和27年9月15日まで	平成28年9月15日から 令和28年9月14日まで

名称	第5回株式報酬型 新株予約権	第6回株式報酬型 新株予約権	第7回株式報酬型 新株予約権
発行決議日	平成29年8月24日	平成30年8月28日	令和元年8月28日
区分	取締役	取締役	取締役
保有者数	2名	5名	5名
目的となる株式の数	60,520株	78,570株	78,390株
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の1個当たりの払込金額	4,310円	4,980円	4,610円
権利行使時1株当たりの行使価格	1円	1円	1円
権利行使期間	平成29年9月15日から 令和29年9月14日まで	平成30年9月19日から 令和30年9月18日まで	令和元年9月18日から 令和31年9月17日まで

- (注) 1. 社外取締役には新株予約権を付与していません。
 2. 上記の払込金額については、新株予約権者に対して、当該払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬債権と新株予約権の払込金額の払込債務を相殺いたします。
 3. 権利行使の詳細な条件については、当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。
 4. 新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、10株であります。

(2) 当事業年度中において当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はございません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はございません。

連結貸借対照表

(令和7年5月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	13,239	流 動 負 債	11,988
現金及び預金	4,911	買掛金	6,647
売掛金	738	1年内返済予定の長期借入金	2,639
商品及び製品	4,065	リース債務	158
原材料及び貯蔵品	81	未払費用	847
未収入金	3,050	未払法人税等	284
リース投資資産	4	賞与引当金	46
その他	394	災害損失引当金	50
貸倒引当金	△7	その他	1,314
固 定 資 産	18,684		
有 形 固 定 資 産	7,209	固 定 負 債	13,017
建物及び構築物	3,474	長期借入金	11,053
機械装置及び運搬具	22	リース債務	429
工具、器具及び備品	332	退職給付に係る負債	1,038
土地	2,919	資産除去債務	232
リース資産	349	その他	264
建設仮勘定	111		
無 形 固 定 資 産	7,266	負 債 合 計	25,005
のれん	6,800	純 資 産 の 部	
リース資産	125	株 主 資 本	6,614
その他	341	資本金	1,961
投資その他の資産	4,208	資本剰余金	2,186
投資有価証券	339	利益剰余金	2,938
長期貸付金	1	自己株式	△471
差入保証金	1,809	その他の包括利益累計額	45
繰延税金資産	1,723	退職給付に係る調整累計額	45
リース投資資産	163	新 株 予 約 権	208
その他	363	非 支 配 株 主 持 分	49
貸倒引当金	△192	純 資 産 合 計	6,918
資 産 合 計	31,924	負 債 及 び 純 資 産 合 計	31,924

連結損益計算書

(令和6年6月1日から令和7年5月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上			63,508
売上	上 原 高 価		54,542
販売費	上 原 高 価		8,965
営業外	総 利 益		8,671
営業外	一 般 管 理 費		293
受取	取 収 利 益	10	息金
受取	取 収 利 益	0	当
受取	取 収 利 益	3	却
受取	取 収 利 益	13	数
受取	取 収 利 益	19	貸
受取	取 収 利 益	18	却
受取	取 収 利 益	40	他
営業外	配 券 手 賃 売 の 費 用		105
支払	支 払 手 利 数	178	息料
支払	支 払 手 利 数	51	価
支払	支 払 手 利 数	10	他
支払	支 払 手 利 数	21	
経特	常 利 益		262
経特	常 利 益		136
固 店 受 補 負 所	定 資 産 売 却 益 額	2	2
固 店 受 補 負 所	定 資 産 売 却 益 額	36	36
固 店 受 補 負 所	定 資 産 売 却 益 額	43	43
固 店 受 補 負 所	定 資 産 売 却 益 額	74	74
固 店 受 補 負 所	定 資 産 売 却 益 額	4	4
固 店 受 補 負 所	定 資 産 売 却 益 額	3	3
固 店 受 補 負 所	定 資 産 売 却 益 額		165
固 店 受 補 負 所	定 資 産 売 却 益 額	0	0
固 店 受 補 負 所	定 資 産 売 却 益 額	2	2
固 店 受 補 負 所	定 資 産 売 却 益 額	72	72
固 店 受 補 負 所	定 資 産 売 却 益 額	184	184
固 店 受 補 負 所	定 資 産 売 却 益 額	22	22
固 店 受 補 負 所	定 資 産 売 却 益 額	11	11
税金等調整前当期純利益	税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		293
法人税、住民税及び事業税	法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税	503	8
法人税等調整額	法 人 税 等 調 整 額	△112	390
当期純損失(△)	当 期 純 損 失 (△)		△381
非支配株主に帰属する当期純損失(△)	非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 (△)		△13
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 (△)		△367

連結株主資本等変動計算書

(令和6年6月1日から令和7年5月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,961	2,177	3,530	△550	7,118
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	－	－	△224	－	△224
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	－	－	△367	－	△367
自 己 株 式 の 処 分	－	△7	－	79	71
そ の 他	－	16	－	－	16
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	－	－	－	－	－
連結会計年度中の変動額合計	－	8	△592	79	△504
当 期 末 残 高	1,961	2,186	2,938	△471	6,614

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
当 期 首 残 高	34	34	208	80	7,442
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－	△224
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	－	－	－	－	△367
自 己 株 式 の 処 分	－	－	－	－	71
そ の 他	－	－	－	－	16
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	10	10	－	△30	△19
連結会計年度中の変動額合計	10	10	－	△30	△524
当 期 末 残 高	45	45	208	49	6,918

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 12社

主要な連結子会社名

ファーマライズ(株)、北海道ファーマライズ(株)、(株)ヘルシーワーク、(株)寿データバンク

当連結会計年度において、ファーマライズ(株)は(有)ミット及び(株)佐々浪ファーマシー、(株)ヘルシーワークは三協医療薬品(株)及び(株)サン・メディカルをそれぞれ吸収合併いたしました。

また、当連結会計年度において(有)ひかり調剤薬局は新たに株式を取得したことにより、新規設立したnext PH(株)は、寛一商店グループからの事業譲受完了にともない連結の範囲に含めております。

まちほけ(株)は令和7年4月1日にGOOD AID(株)を存続会社とする吸収合併をしたため、上記連結子会社の数より除外しております。

② 非連結子会社の数 1社

HIGUCHI PH VIETNAM CO., LTD.

連結の範囲から除いた理由

連結を適用していない子会社は、当期純損益及び利益剰余金等からみて、連結の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため、連結の適用範囲から除外しております。

また、(有)マーキュリーについては、令和6年6月1日付けでGOOD AID(株)を存続会社とする吸収合併により消滅しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社

HIGUCHI PH VIETNAM CO., LTD.

持分法を適用しない理由

非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため、持分法は適用しておりません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちGOOD AID(株)、まちほけ(株)、next PH(株)の決算日は3月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては決算日現在の財務諸表を使用しております。

また、(有)ひかり調剤薬局の決算日は6月30日であり、連結計算書類の作成にあたっては3月31日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

なお、その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出)

市場価格のない株式等……主として移動平均法による原価法

ロ 棚卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

調剤薬局及びドラッグストアの商品……主として総平均法

コンビニエンスストア及びコンビニエンスストア&ドラッグストアの商品…売価還元法

貯蔵品……最終仕入原価法

② 固定資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産(リース資産を除く) ……建物及び構築物

・平成19年3月31日以前に取得したもの…主に旧定額法

・平成19年4月1日以降に取得したもの…主に定額法

その他

・平成19年3月31日以前に取得したもの…旧定率法

・平成19年4月1日以降に取得したもの…定率法

ロ 無形固定資産(リース資産を除く) ……定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内の利用可能期間(5年)による定額法によっております。

ハ リース資産 ……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

③ 引当金の計上基準

イ 貸倒引当金 ……債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金 ……一部の連結子会社の従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

ハ 災害損失引当金 ……災害により被災した資産の復旧等に要する支払に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

ハ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

調剤薬局事業

医師の発行する処方せんに基づき薬剤師が調剤した医療用薬品及び処方せんが不要な一般用(OTC)医薬品の販売を行っております。医薬品の販売については、通常は商品の引渡時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該商品の引渡時点で収益を認識しております。

物販事業

ドラッグストア・コンビニエンスストアにおいて商品の販売を行っております。通常は商品の引渡時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該商品の引渡時点で収益を認識しております。

なお、一部の商品取引については顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引として、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

医学資料保管・管理事業

顧客と管理委託契約を締結しており、契約期間にわたり資料の保管・管理サービスを提供することを履行義務として識別し、月額の契約価格を、毎月売上高として認識しております。

医療モール経営事業

当社賃貸物件の保守管理を行っており、顧客(テナント)が共用部を使用する対価について保守・管理等のサービス提供が完了した時点で収益を認識しております。

⑥ その他事項

のれんの償却方法及び償却期間

個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で均等償却しております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

控除対象外消費税等の会計処理

固定資産に係る控除対象外消費税等は、投資その他の資産の「その他」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却にともない生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は遡及適用されませんが、該当する事象はなく、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「物品売却益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 調剤薬局事業及び物販事業における店舗固定資産の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

科目名	金額 (百万円)
減損損失	142
固定資産(のれんを除く)	5,251

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループでは、店舗固定資産の減損の兆候の有無を把握するに際して、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としており、減損の兆候があると認められる場合には、減損の兆候が把握された各店舗の事業計画を基に割引前将来キャッシュ・フローを見積り、当該店舗固定資産の帳簿価額と比較を行い、減損損失の認識の要否を判定しております。

減損損失の認識の要否を判定した結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、減損の測定を行うため、当該店舗固定資産の「回収可能価額」を「正味売却価額」と「使用価値」の比較により決定し、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

将来キャッシュ・フローの金額は、各資産グループの主要な固定資産の残存耐用年数における売上高予測や原価率予測等の複数の仮定に基づいて算定しておりますが、経済状況や業界環境の変化等により事業計画と実績に乖離が生じた場合や当初想定した効果が得られない場合には、固定資産に係る減損損失が発生し、翌連結会計年度における連結計算書類に影響を与える可能性があります。

(2) のれんの評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

科目名	金額 (百万円)
減損損失	42
のれん	6,800

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、主としてのれんの取得単位をもとに資産のグルーピングを行い、のれんの減損の兆候があると判断した場合、のれんの帰属する資産グループごとの事業計画に基づく割引前将来キャッシュ・フローの総額とのれんを含む固定資産帳簿価額の比較を行い、減損損失の認識の要否を判定しております。

減損損失の認識の要否を判定した結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額がのれんを含む固定資産帳簿価額を下回る場合には、減損の測定を行うため、のれんの帰属する資産グループごとの「回収可能価額」を「正味売却価額」と「使用価値」の比較により決定し、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

のれんの評価における事業計画においては、売上高予測、営業利益予測等の仮定が用いられており、経済状況や業界環境の変化等により事業計画と実績に乖離が生じた場合や当初想定した効果が得られない場合には、固定資産に係る減損損失が発生し、翌連結会計年度における連結計算書類に影響を与える可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産	
建物及び構築物	239百万円
土地	976
計	1,215百万円
② 担保に係る債務	
長期借入金	1,529百万円
③ 当座貸越契約	
当座貸越極度額	800百万円
借入実行残高	—
差引	800百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 7,108百万円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式(株)	12,060,381		—		—	12,060,381

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

令和6年8月29日の定時株主総会において、以下の通り決議いたしました。

配当金の総額……………224百万円

配当の原資……………利益剰余金

1株当たりの配当額……………20円

基準日……………令和6年5月31日

効力発生日……………令和6年8月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

配当金の総額……………159百万円

配当の原資……………利益剰余金

1株当たりの配当額……………14円

基準日……………令和7年5月31日

決議予定日……………令和7年8月27日

効力発生日……………令和7年8月28日

(3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

種類 普通株式

株式数 465,720株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については主に普通預金等の流動性の高い金融資産により運用し、資金調達については事業拡大のための必要資金を、主に銀行等金融機関より調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、調剤薬局事業におけるものであり国民健康保険団体連合会や社会保険診療報酬支払基金に対するものであるため、信用リスクは低いものと考えております。しかしそれ以外の売掛金、未収入金及びリース投資資産については信用リスクに晒されております。

長期貸付金については、信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金はほとんど2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、運転資金及び設備投資に伴う資金調達であり、返済期日及び償還期限は決算日後最長で約10年であります。そのうち変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスク

営業債権のほとんどが国民健康保険団体連合会や社会保険診療報酬支払基金に対するものであるため、当該債権に対するリスク管理は行っておりません。それ以外の債権に対しては取引先のモニタリング等により回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ 市場リスク

当社グループは、投資有価証券のうち市場取引のないものについては発行会社の財務状況を把握し保有状況を勘案しております。

ハ 資金調達に係る流動性リスク

当社グループは、設備投資計画や各事業拠点からの報告を基に資金計画を作成し、更新することで資金調達に係る流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和7年5月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下の通りであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) リース投資資産	167	167	-
(2) 差入保証金	1,809	1,556	△253
資産計	1,976	1,723	△253
(1) 長期借入金	13,693	13,333	△359
(2) リース債務	587	587	-
負債計	14,280	13,920	△359

(注1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、「売掛金」、「未収入金」、「買掛金」、「未払法人税等」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下の通りであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	339

(注3) リース投資資産には1年内に期限が到来する分を含めております。

(注4) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注5) リース債務には1年内返済予定のリース債務を含んでおります。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース投資資産	－	167	－	167
差入保証金	－	1,556	－	1,556
資産計	－	1,723	－	1,723
長期借入金	－	13,333	－	13,333
リース債務	－	587	－	587
負債計	－	13,920	－	13,920

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

リース投資資産

リース投資資産については、元金利の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価については、契約期間及び信用リスクを勘案し、将来キャッシュ・フローと国債の利回り等の適切な指標を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金については、元金利の合計額を、新規に借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しておりレベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価については、元金利の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは、東京都、石川県等その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	連結決算日における時価
815	1,016

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 時価の算定方法

不動産鑑定士による不動産鑑定額に対し、指標等を用いて調整を行った金額によっております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他	合計
	調剤薬局 事業	物販事業	医学資料 保管・管理 事業	医療モール 経営事業	計		
収益認識の時期							
一時点で移転される 財又はサービス	52,625	8,696	92	－	61,415	754	62,169
一定の期間にわたり 移転される財又はサービス	－	－	517	511	1,028	309	1,338
顧客との契約から生じる収益	52,625	8,696	609	511	62,443	1,064	63,508
外部顧客への売上高	52,625	8,696	609	511	62,443	1,064	63,508

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(4)会計方針に関する事項⑤収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

586円21銭

(2) 1株当たり当期純損失金額 (△)

△32円48銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(令和7年5月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	7,226	流 動 負 債	7,790
現金及び預金	4,398	短期借入金	3,049
貯蔵品	4	1年内返済予定の長期借入金	2,620
前払費用	69	リース債務	53
短期貸付金	2,423	未払金	2,000
未収金	319	未払費用	3
その他の貸倒引当金	11	災害損失引当金	50
	△0	未払法人税等	7
固 定 資 産	18,407	預り金	6
有 形 固 定 資 産	349	固 定 負 債	11,101
建物	94	長期借入金	10,908
構築物	0	リース債務	183
車両運搬具	3	その他の	10
工具、器具及び備品	9	負 債 合 計	18,892
土地	70	純 資 産 の 部	
リース資産	170	株 主 資 本	6,532
無 形 固 定 資 産	133	資 本 金	1,961
リース資産	47	資 本 剰 余 金	2,185
その他の	86	資 本 準 備 金	1,908
投 資 そ の 他 の 資 産	17,923	その他資本剰余金	277
投資有価証券	45	利 益 剰 余 金	2,857
関係会社株式	17,016	利 益 準 備 金	3
長期貸付金	0	その他利益剰余金	2,853
繰延税金資産	744	繰越利益剰余金	2,853
その他の貸倒引当金	210	自 己 株 式	△471
	△93	新株予約権	208
資 産 合 計	25,633	純 資 産 合 計	6,741
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	25,633

損益計算書

(令和6年6月1日から令和7年5月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業収益	1,911
営業費用	1,252
営業利益	659
営業外収益	
受取利息	11
その他	3
営業外費用	
支払利息	142
支払手数料	51
経常利益	481
特別利益	
受取保険金	43
特別損失	
関係会社株式評価損	308
災害損失	11
税引前当期純利益	204
法人税、住民税及び事業税	3
法人税等調整額	5
当期純利益	195

株主資本等変動計算書

(令和6年6月1日から令和7年5月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当 期 首 残 高	1,961	1,908	285	3	2,883
事 業 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－	△224
当 期 純 利 益	－	－	－	－	195
自 己 株 式 の 処 分	－	－	△7	－	－
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	－	－	△7	－	△29
当 期 末 残 高	1,961	1,908	277	3	2,853

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当 期 首 残 高	△550	6,490	208	6,699
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	－	△224	－	△224
当 期 純 利 益	－	195	－	195
自 己 株 式 の 処 分	79	71	－	71
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	79	42	－	42
当 期 末 残 高	△471	6,532	208	6,741

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券
関係会社株式 …………… 移動平均法による原価法

その他有価証券

- 市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法
② デリバティブ …………… 時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く） …… 建物、構築物
・平成19年3月31日以前に取得したもの…旧定額法
・平成19年4月1日以降に取得したもの…定額法
その他
・平成19年3月31日以前に取得したもの…旧定率法
・平成19年4月1日以降に取得したもの…定率法
- ② 無形固定資産（リース資産を除く） …… 定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内の利用可能期間（5年）による定額法によっております。
- ③ リース資産 …… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

- 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- 災害損失引当金 …………… 災害により被災した資産の復旧等に要する支払に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

持株会社である当社の収益は、主に子会社からの経営指導料、ブランド使用料、業務受託料及び受取配当金となります。

経営指導料は、子会社に対し経営・企画等の指導を行うことを履行義務として認識しております。また、ブランド使用料は、子会社に対しブランドの使用許可を行うことにより、当社が構築したブランドイメージ及び取引上の信用を提供することを履行義務として識別しております。これらの履行義務の認識は、子会社が収益を計上するにつれて充足されるものであり、子会社の売上高に一定の料率を乗じた金額を収益として認識しております。

業務受託料については、子会社への契約内容に応じた業務の受託を実施することを履行義務として識別しております。当該履行義務は、時の経過に応じ義務を履行するにつれて充足されることから、契約期間にわたって収益を認識しております。

また、受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書関係)

前事業年度は売上高、売上原価、売上総利益、販売費及び一般管理費として表示しておりましたが、当事業年度からは営業収益、営業費用とし、営業外収益の受取配当金に含めて表示しておりました子会社からの受取配当金は、営業収益に含めて表示しております。これは、近年グループ全体の事業規模拡大のためにM&Aを進めたことにより、持株会社としての特性が強化されたため、事業方針を改めて見直した結果、今後の事業運営の実態をより適切に表示するために行ったものであります。

3. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

科目名	金額 (百万円)
関係会社株式評価損	308
関係会社株式	17,016

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、関係会社株式について、株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、回収可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、評価損の計上を行うこととしております。

今後、関係会社の業績が著しく変動した場合、翌事業年度の貸借対照表において、関係会社株式の金額に影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 217百万円

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	54百万円
土地	69
計	123百万円

② 担保に係る債務

長期借入金	850百万円
-------	--------

(3) 保証債務

他の会社の金融機関からの借入債務に対し、保証を行っております。

ファーマライズ(株)	160百万円
------------	--------

(4) 当座貸越契約

当座貸越極度額	800百万円
借入実行残高	—
差引	800百万円

(5) 関係会社に対する金銭債権債務	
① 短期金銭債権	2,438百万円
② 長期金銭債権	93百万円
③ 短期金銭債務	4,968百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引	
取引総額	1,540百万円
営業取引以外の取引	
取引総額	26百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の数	
自己株式数	699,476株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産)	(単位：百万円)
資産調整勘定	654
役員報酬	147
貸倒引当金	29
減損損失	7
会社分割による子会社株式	20
関係会社株式	211
繰越欠損金	49
その他	34
繰延税金資産小計	1,154
評価性引当額	△409
繰延税金資産合計	744
(繰延税金負債)	
繰延税金負債合計	—
繰延税金資産の純額	744

8. 関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ファーマライズ㈱	直接所有 100.0	役員の兼任 経営全般の指導等 管理業務の受託 建物の賃貸借 経費の負担 資金の移動 社員の出向 債務保証 債務被保証 担保の被提供	CMSによる資金取引 (注4)	—	短期貸付金	1,329
				ロイヤリティの受取 (注1)	1,007	未収入金	82
				経費負担金 (注1)	363	未収入金	27
				当社銀行借入等に対する債務被保証 (注2)	1,328	—	—
				当社銀行借入に対する担保被提供 (注3)	1,030	—	—
子会社	㈱寿データバンク	直接所有 100.0	役員の兼任 経営全般の指導等 管理業務の受託 資金の移動	CMSによる資金取引 (注4)	—	短期借入金	1,074
子会社	北海道ファーマライズ㈱	直接所有 100.0	役員の兼任 経営全般の指導等 管理業務の受託 資金の移動	ロイヤリティの受取 (注1)	212	未収入金	16
				CMSによる資金取引 (注4)	—	短期借入金	897
子会社	GOOD AID㈱	直接所有 100.0	役員の兼任 管理業務の受託 資金の移動	CMSによる資金取引 (注4)	—	短期貸付金	954
子会社	next PH㈱	直接所有 100.0	役員の兼任 管理業務の受託 資金の移動	CMSによる資金取引 (注4)	—	短期借入金	804

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) ロイヤリティ及び経費負担金については、当社グループ内のルールに基づき当社子会社が負担するものであります。
- (注2) 当社の子会社は、当社に対する債務について、無償で債務保証を行っております。
- (注3) 当社の子会社は、当社の金融機関に対する債務について、無償で担保提供を行っております。
- (注4) CMS (キャッシュ・マネジメント・システム) の利息については市場金利を勘案し、合理的に決定しております。なお、取引金額については、取引が短期的且つ反復的に行われているため、記載を省略しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「1.重要な会計方針に係る事項(4)収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	575円03銭
(2) 1株当たり当期純利益	17円28銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はございません。

~~~~~  
(注) 連結計算書類及び計算書類中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

令和7年7月23日

ファーマライズホールディングス株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田尻慶太  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 篠田友彦  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ファーマライズホールディングス株式会社の令和6年6月1日から令和7年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ファーマライズホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

令和7年7月23日

ファーマライズホールディングス株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田尻慶太  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 篠田友彦  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ファーマライズホールディングス株式会社の令和6年6月1日から令和7年5月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、令和6年6月1日から令和7年5月31日までの第39期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役会全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査・統制室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和7年7月18日

ファーマライズホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 三浦 誠 ㊟

監査役 榎本孝之 ㊟  
(社外監査役)

監査役 鈴木隆雄 ㊟  
(社外監査役)

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 議案 剰余金の処分の件

当社の剰余金処分につきましては、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要政策と位置付け、安定的かつ継続的に業績の成長に見合った成果の配分を行っていくことを基本方針としております。

この方針のもと、第39期につきましては、以下のとおりとしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき14円 総額159,052,670円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
令和7年8月28日

以上

# 株主総会会場ご案内図

住友不動産新宿グランドタワー 5階  
ベルサール新宿グランドコンファレンスセンター

東京都新宿区西新宿8丁目17番1号

TEL.03-3362-4792

- 交通「西新宿駅」1番出口より徒歩3分（丸ノ内線）
  - 「都庁前駅」E4出口より徒歩7分（大江戸線）
  - 「新宿西口駅」D4出口より徒歩11分（大江戸線）
  - 「新宿駅」西口より徒歩15分（JR線・丸ノ内線・大江戸線等）
- （お車でのご来場はご遠慮ください）

